

こ保第 635 号

令和 2 年 6 月 12 日

保護者の皆様

保育課長 中村 誠

今後の保育所等の利用について

本市は、6月1日に対応フェーズを「2」に引き下げて以降も、市民の皆様の御協力により、新型コロナウイルスの新たな感染者はゼロを維持していることなどを踏まえ、予定どおり6月15日(月)から対応フェーズを「1」に引き下げます。

これに伴いまして、今後の保育所等の利用については、令和2年6月15日(月)からは、感染予防対策を講じた上で、「通常保育」とします。

保護者の皆様におかれましては、要請期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力を賜り、誠にありがとうございました。まだ、新型コロナウイルス感染症は終息しておりませんので、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

なお、市からの家庭保育等の要請期間については、4月3日(金)から6月14日(日)とし、保育料や給食費については、4月3日以降に家庭での保育に協力していただいた日数分を日割り計算いたします。(給食費については、6月1日(月)以降無償化としますので、日割り計算の対象は5月31日(日)までとなります。)

572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

こども部保育課 TEL:072-812-2552(直通)